

令和6年 第4回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和6年4月5日(月) 午後2時00分～午後3時06分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(32名)

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	12番 伊藤幸弘
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
17番 川瀬明久			20番 岡田郁夫
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	24番 堀田勝彦
25番 服部清和	26番 荒川逸夫	27番 大橋 功	28番 伊藤勝代
	30番 赤尾浩幸	31番 大橋政良	32番 加藤和幸
33番 伊藤幹男	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員(3名)

18番 諏訪博保 19番 伊藤正覚 29番 菱田 章

5 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
- (3) 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第14号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について
- (6) 議案第15号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定について
- (7) その他

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤 農地係長 川崎 会計年度任用職員 白木

7 その他会議に出席した関係者

農林振興課主事 犬飼

8 総会議長

神 田 春 夫

9 議事録署名委員

16番 後藤昌宏 22番 伊藤宗人

10 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。18番諏訪委員、19番伊藤委員、29番菱田委員より欠席の報告を受けております。本日の出席委員は35名中32名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和6年 第4回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、16番 後藤委員、22番 伊藤委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

続きまして、日程第2 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局（川崎農地係長）

1ページをご覧ください。

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年4月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

所有権移転案件8件です。

受付番号32番 平田町今尾●●●●番 外1筆、田、3,824㎡。

譲渡人、●●●●。譲受人、平田町、●●●●。申請事由：農業経営拡大

受付番号33番 南濃町津屋●●●●番 外3筆、田、2,329㎡、畑 519㎡。
譲渡人、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：農業経営拡大

受付番号34番 南濃町志津●●●●番 外1筆、畑、593㎡。
譲渡人、●●●●。譲受人、養老郡養老町、●●●●。申請事由：農業経営拡大

受付番号35番 南濃町志津●●●●番、田、841㎡。
譲渡人、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：農業経営拡大

受付番号36番 南濃町庭田●●●●番、畑、571㎡。
譲渡人、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：贈与

受付番号37番 南濃町羽沢●●●●番、畑、1,419㎡。
譲渡人、●●●●。譲受人、三重県桑名市、●●●●。申請事由：新規就農

受付番号38番 南濃町上野河戸●●●●番 外4筆、畑、1,128㎡。
譲渡人、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：農業経営拡大

受付番号39番 南濃町太田●●●●番、畑、158㎡。
譲渡人、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：贈与
別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。
受付番号32番の案件について、30番赤尾委員お願いします。

◎30番 赤尾委員

受付番号32番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。
譲渡人は、高齢による労力不足により管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、農業経営を拡大するため、農地を売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号33番を、24番堀田委員お願いします。

◎24番 堀田委員

受付番号33番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方により管理が困難であることから離農し、譲受人は、農業経営を拡大するため、隣接する農地を売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号34番と35番を、14番野津委員お願いします。

◎14番 野津委員

34番及び35番の案件については、両案件とも譲渡人は、高齢による労力不足により管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、地域で営農され農業経営を拡大するため、農地を売買されるもので、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号36番を、13番高木委員お願いします。

◎14番 野津委員

受付番号36番の案件については、申請の目的は、贈与です。

譲渡人は、高齢による労力不足により管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、自宅隣地にて自家農園を行うため贈与を受けるもので、とくに問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号37番・38番を、5番古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号37番の案件については、申請の目的は、新規就農です。

譲渡人は、高齢による労力不足により管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、自営業の事務所に隣接しているため、自家農園を行うため売買されるものです。

次に受付番号38番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、高齢による労力不足により管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、農業経営を拡大するため農地を売買されるもので、両案件とも問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号39番を、33番伊藤委員お願いします。

◎33番 伊藤委員

受付番号39番の案件については、申請の目的は、贈与です。

受贈者は、所有農地に隣接する申請地の贈与を受けるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第3 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

3ページをご覧ください。

議案第12号 地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和6年4月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

受付番号40番 南濃町上野河戸●●●●番、畑、132㎡。

申請人：南濃町、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。既に住宅敷地に利用している追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく、被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号41番 南濃町太田●●●●番、畑、883㎡。

申請人：南濃町、●●●●。転用目的：建具店 倉庫及び物置。

この案件の農地区分は、500m以内に石津駅がある第2種農地で、許可区分では、代替性がな
いに該当するものであると判断します。既に倉庫及び物置に利用している追認案件となり、被害
防除では、北側・南側に農地がありますが、コンクリート土留めが施工されており、被害を及ぼ
すことは無いと思われます。

受付番号42番 南濃町松山●●●●番、畑、337㎡。

申請人：愛知県稲沢市、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、住宅用に供する施設等が連担する第3種農地であると判断します。既
に住宅敷地に利用している追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく、被害を及ぼすこ
とは無いと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受
付番号40番を、5番古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号40番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

申請人は、西側及び南側の宅地に居住し、昭和57年頃より住宅敷地として一体利用されていた
追認案件で、周囲に農地はなく、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号41番を、33番伊藤委員お願いします。

◎33番 伊藤委員

受付番号41番の案件については、申請の目的は、倉庫及び物置です。

申請人は、建具店を営み、申請地東側を倉庫として利用していましたが、昭和63年頃に倉庫を
増築して一体利用されていた追認案件で、周囲に農地もありますが、コンクリート土留めが施工
されており、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号42番を、15番伊藤委員お願いします。

◎15番 伊藤委員

受付番号42番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

申請人は、申請地及び一体利用地を相続により昨年取得されましたが、申請地は昭和32年頃から住宅として利用されていた追認案件で、周囲に農地はなく、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第4 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

4ページをご覧ください。

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和6年4月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

所有権移転案件5件です。

受付番号43番 海津町内記●●●●番、田、929㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人：名古屋市港区、●●●●。

転用目的：レンタルタオル製造及び賃貸業 駐車場

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、既存施設の拡張に該当するものであると判断します。被害防除では、周囲に申請人の農地以外はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われれます。

受付番号44番 平田町今尾●●●●番、畑、69㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人：平田町、●●●●。転用目的：貸駐車場

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものであると判断します。被害防除では、周囲に農地はなく、被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号45番 南濃町羽沢●●●●番、畑、518㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人：平田町、●●●●。転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号46番 南濃町上野河戸●●●●番 外3筆、畑、1,418㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人：東京都渋谷区、●●●●。転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号47番 南濃町上野河戸●●●●番 外2筆、畑、1,387㎡。

譲渡人：●●●●、外2名。譲受人：広島県広島市、●●●●。転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。

被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受付番号43番を、20番岡田委員お願いします。

◎20番 岡田委員

受付番号43番の案件については、申請の目的は、駐車場です。譲受人は、西側工場にてレンタルタオル製造及び賃貸業を営み、駐車場が狭小であるため、隣接地である申請地を取得し事業拡張されるものです。周囲に申請人の農地以外はなく、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願いま

◎議 長

続きまして、受付番号44番を、6番林委員お願いします。

◎6番 林委員

受付番号44番の案件については、申請の目的は、貸駐車場です。

電気店を営む●●●●は、西側にある倉庫等を利用していますが、駐車場が不足するため、会社の役員である譲受人が、申請地を取得され、駐車場として貸し出しするものです。

周囲に申請人の農地以外はなく、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号45番及び46番・47番を、5番古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号45番・46番・47番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。いずれの案件も、譲渡人は今後の農地の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

◎7番 中村委員

ご説明いただいた、特にこの46・47番、前から南濃町で太陽光発電施設ということで、出てきていると思いますが、実際委員がご覧になって、対象の畑の土地というのは、太陽光発電以外に利用できないような状態でしょうか。それともう一点は、フェンスを張られるってということですが、フェンスの周辺ってというのはどのぐらい離れて民家があるのでしょうか。

◎5番 古川委員

はい、答えます。45番の518㎡。これは、宅地と農地と隣接していますけども、道路1本隔てており、フェンスを施工して、申請を出されている。

それから46番47番は、長年、まったく20年も30年も耕作がされてない土地で、人家が近くにはない、どっちかいうと、どうしようもない土地と言ったら失礼かもわかりませんが太陽光より仕方がないかなという判断をしましたので、申請されました。

◎7番 中村委員

状況は了解しました。ありがとうございます。

◎議 長

その他の方よろしいですか。質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 31名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第5 議案第14号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

5ページをご覧ください。

議案第14号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について
農地転用許可後の事業計画変更の承認申請があったので意見を求める。

令和6年4月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号48番 南濃町駒野●●●●番 外1筆、畑、300㎡。

申請人：大垣市、●●●●。転用目的：貸駐車場。

平成15年3月28日に、一般個人住宅として転用許可済みですが、他所で住宅を建てたことにより事業困難となっていました。自動車販売業を営む子に駐車場として貸し付ける計画で、転用目的を変更する案件となります。

この案件の農地区分は、二管の埋設沿道で概ね500m以内に伊藤内科、城山小学校がある第3種農地であると判断します。被害防除では、北側に農地がありますが、整地のみで利用されるため、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

なお、この申請地は、1月5日開催の総会にて、5条及び事業計画変更にて審議し、県に進達したのですが、申請取り下げの申し出がなされ、新たに事業計画変更として申請されたものです。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じますが、29番菱田委員が欠席されていますので、事務局補足ありますか。

◎事務局（川崎農地係長）

受付番号48番の案件については、先ほど説明したとおりですが、まず申請人は平成15年に住宅として転用許可を受けましたが断念されました。1月の総会において、不動産業の●●●●を承継人として、駐車場として取得される申請をされましたが、申し出により取り下げられまして、申請人自らが、貸し駐車場として子に貸し出される案件となります。農地法等上問題ないと判断しておりますのでご審議をお願いいたします。

◎議長

補足説明がありましたが、質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第14号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議長

挙手全員ですので、議案第14号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第6 議案第15号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定について、を議題と致します。農林振興課より担当者が来ておりますので、入室を認めます。

【農林振興課 犬飼主事入室】

◎議長

それでは、事務局に説明を求めます。

◎事務局（川崎農地係長）

6ページから10ページをご覧ください。

議案第15号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定について 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定を諮る。令和6年4月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

受付番号49番 農地中間管理事業分で、70筆、137,603㎡。水田利用、設定期間5年から10年、10筆が使用貸借権、60筆が1万円から2万円の賃貸借権の設定となります。なお、借り受け見込み者を参考資料として添付しております。

次に、10・11ページですが、相対分として、23筆、39,399㎡。賃貸借権の設定、水田利用、設定期間10年から11年、賃借人 養老郡養老町 株式会社 ●●●●、10a当たり2万円の設定となります。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。

◎27番 大橋委員

新規でしょうか、全部。継続ですか。

◎議 長

事務局。

◎農林振興課 犬飼主事

はい、全て新規で申請しております。

◎議 長

その他ありますか。ご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第15号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定については、原案を適当と認める旨、市へ回答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 31名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第15号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。

【農林振興課 犬飼主事退室】

◎議 長

事務局報告事項ありますか。

◎事務局 (川崎農地係長)

事務局報告事項について報告させていただきます。農地法第3条の3の相続の関係の届出ですが

24件ありました。こちらにつきまして農業委員会の方から、関係者に受理書を送付いたしましたので報告させていただきます。

また前回の総会の際に、活動目標につきまして毎月10日の活動をお願いするということで、ご了解いただきました。また今年度の目標設定につきましても、10日の目標とさせていただきたいことと、それに伴い遊休農地、新規の集積面積につきましても、昨年と同等の面積、1ヘクタールの遊休農地の解消を目標として今年度やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

◎議 長

本日予定の議題は全て終了いたしました。

◎7番 中村委員

意見があります。一点は事務局について、もう一点は、先日行われました地域計画の協議会についてです。

まず事務局について、先ほど新事務局長の後藤局長からご挨拶とご説明がありました。これご挨拶とご説明ですけれども、事務局っていうのは農業委員会の職員構造です。この職員については、法令、第26条で農業委員会が任命あるいは否認することになっていきますので、紹介だけではなくて、農業委員会で、この場で新しい農業委員事務局について、離任・任命を承認するのか、それをしないと事務局としては成立しないことになります。この辺、会長どうお考えでしょうか。

◎議 長

ちょっと待ってください。もう一つの方も言うのであれば。

◎7番 中村委員

もう一点は、先日行われました地域計画の協議会、これ協議会のまとめもなく、流れ解散で終わってしまいましたので、どういうことの総括なのか、今後その協議会なりなんなりをどう進めていくのかということをお伺い、あるいは農業委員会で、今後それを検討する必要があるのではないかと私は思っているのですが、それをどうするのかというところです。

◎議 長

今中村委員、二つの案件を出されました。しばらく休憩させていただきます。

【14:42 暫時休憩】

【14:47 再開】

◎議 長

再開します。7番の中村委員から今回の事務局の体制で、ご意見がございました。そしてもう一つは、先に皆さん方にお願いがあった地域計画についてのご意見がございました。それにつきまして、まず基本的に、事務局の方の話ですけど、この件について、皆さん方が、これを議題として、取り上げるかということをお諮りさせていただきます。

緊急動議ということであれば・・・

◎7番 中村委員

緊急動議ではありません。

◎議 長

はい、わかりました。質問2件ともそういうことでよろしいですか。そういうことでしたら、事務局、質問に答えていただけませんか。動議ではないということ。

◎事務局 後藤事務局長

はい。確かに農業委員会におきまして、職員の任命につきましては権限がございます。今日の総会では、これについての協議は議題としては上がっておりませんので、今ご意見としていただいておりますけれども、この任命につきまして、まず皆さんが決議をするかどうかというところをお伺いしたいと思います。これによりまして、その後のステップに移っていくのではないかと考えております。事務局としてそのように考えております。以上です。

◎7番 中村委員

事務局長それおかしいじゃないですか。この農業委員会は、農業委員会の規則っていうのがありましてね、ご存知だと思います。農業委員会に関する法律、3段表この第26条第3項で、職員は農業委員会が任命するとなっているわけです。任免なしで、事務局も成立しないし、その職員の紹介もないわけです。その答えは。だからこの法令にどう準拠しているのですか。逸脱でしょう。ですので、議長、提案です。形式的にこういうふうにならずと歴史的にきていると思いますが、あえて大きな流れを変えようと思いませんけれども、形式論ですが、この新しい事務局の体制をこの総会で、承認したという形を議事録で残さないと、法令違反になります。

◎議 長

私も勉強不足で申し訳ございませんが、今言われましたように、そういう決め事があるということであれば、この皆さん方が、事務局長を任命という権限があると、そう言っていただいてもおりますので、それでは、この件についてお諮りしますのは、任命という形を取らせていただくということで挙手していただければいいかと私は思いますが、よろしいですかそういうことで。

◎7番 中村委員

仕方がないと思います。

◎議 長

はい。局長を任命するということに賛成の方は挙手を・・・

◎7番 中村委員

議長、局長だけの任命じゃなくて、職員3名を任命していいかどうかというところです。

◎議 長

はい。失礼いたしました。今回の異動によりまして、ご挨拶がありましたように、この3名の方が事務局としてこれからやっていただけるわけでございますので、その方らを任命するということに対して、何かご意見、他に皆さん方はご意見ございますか。なければ、任命するということで賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

◎33番 伊藤委員

待ってください。ここに見えている局長以下の方は、市役所からどういう形でここにおいでになっているのか、出向なのか、どういう形ですか。まずそれについて。それとも何か完全に市役所を離れて見えるのですか。出向でしょ。辞令はどうなっているのですか。

◎議 長

事務局。

◎事務局 後藤事務局長

はい、辞令といたしましては、農業委員会事務局としていただいております。出向になるかどうかといいますと出向扱いになるかと思えます。以上です。

◎33番 伊藤委員

我々は、議会で同意というか選任されて市長から農業委員に任命するという辞令をもらっている。職員さんたちも、また別のルートで市から出向になるかどうかはあれですけど、中村さんが言われたように我々は、ここでそういうことを承認する・しないは、ルール・法律的にはそうになっているかもしれませんが、何か違和感を感じます。言われたことは、そういうルールがあることは理解します。

◎7番 中村委員

はい、ご説明しないとわからないと思うので今のクエスチョンがよろしいでしょうか。

確かに違和感はあるっていうのは、私は、違和感はないのですが。なぜかという、こういうやり方を年々としているから、違和感があるなというふうに思われる。先ほど事務局長がおっしゃったのですが、今年から農業委員会は独立の機関として位置づけますよということをおっしゃっています。そこが一番のポイントで、あと農業委員を市長が任命する、任命式で市長が参加されて、私達は1枚ずつ任命書をいただいています。

それはあくまでも市の中の一つの行政機関として、農業委員会は置くけど、その農業委員会の立ち位置は、市の行政内容とは独立した内容であると。これが農業委員会法の骨子なのです。

ぜひ、農業委員会法を熟読して、こういう立場なのかなということをご理解いただかないと、違和感は抜けないと思います。議長にもぜひお願いしたいと思います。その観点から立つと、今言っています26条の3項で、職員は農業委員会が任命するということになっていますので、私にとってはこの農業委員会法を読み解く限り、何も違和感はありません。

◎議 長

今、ご意見、それから説明もしていただきましたが、皆さん方、これを今日どんなふう感じてみえるか、私も理解しにくいので、事務局、この件は、市の中の話もきちんと検討していただきたいと私は思います。

◎7番 中村委員

付け加えます。農業委員会に関して、その事務局は人数を何人するかということ市職員の条例で決めています。それは、平成17年3月28日第27号で、農業委員会の事務局員に関しては、5名となっています。ところが先ほど3名のご紹介でした。この辺もいい加減になっているといえればいい加減です。ただし、この5名は兼職です。だから先ほどの個別質問があった、どちらの立場ですかっていうのは、兼職でやってらっしゃるはずで、市の職員としての辞令は出る。それから農業委員会としての任命書も出るという形になると思います。

◎議 長

色々ご説明願いましたが、ここの場におきましては、今回の担当者が理解して見えないように感じますから、この件については、しばらく今回は結論を出さずに、保留とさせていただきたいと思います。別に議題ではないのですが、やっぱり勉強不足なこともございますし、返答に困るところもございます。一応保留ということで、この件につきましてお願いしたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。そういうことで、駄目だと言われるなら、ご意見いただきたいと思います。

はい。それからもう一つの件は、農林振興の地域計画です。地域計画の協議、それぞれの地域

に分かれて開催されたもので、それに対して今後どのように考えてみえるかというご質問であったと私は理解しておりますが。

◎事務局（川崎農地係長）

地域計画の件ですが、今回再編がありましたことも含めて農業委員会、皆さんには農業委員としての立場として協力をいただき、今後、策定するにあたって協力していく流れになると思います。

ただ、その詳しいスケジュール感につきましては、今回離れたことによって農林振興課、市の方から依頼があつて、それを皆さんにお伝えしながら進めていく形にはなるかと思っておりますのでご理解いただきたい。

この前の21日、22日で海津地区と平田地区を先行して協議の場を開催したことになりますけれども、今回お話をしたものについて、多分、農業委員、農林振興課の方で、精査させていただいて、また皆様にご提示させていただく話は聞いておりますので、またそれについてはご意見とかご確認をいただく形にはなると思っておりますので、その際にご協力をお願いいたします。以上でございます。

◎7番 中村委員

ご説明ありがとうございました。ただしですね、10月にこのことに関連する重要な決定をしているのです。それは農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更点。これ、私はこの場で採決するのは反対しました。それは内容が非常に重くて、この地域計画に関わるような内容が、主な変更点でしたので、その変更点に関してどうなったのか。言ってみたら強硬に採決されたのですが、その採決した内容の変更点の文章は市のホームページをどこ見ても公表されていないし、これが動いているのか動いていないのか全くわからないという状況があつたので、それ事務局からぜひ説明していただきたいなというところがあつたのですが、どうでしょうか。文章化されてどっかに残っているのでしょうか、それともこれは、変更点は文章化されずに流産になったのでしょうか。

◎事務局（川崎農地係長）

事務局はどう考えているかを、問いかけていただいているかと思いますが、10月に総会で諮らせていただいて、強行と言われるかもしれないですけど、変更については問題ないと意見を付しました。この回答をもとに、農林振興課、市の方で策定する形になりますので、事務局でどうこうというお話はできないので、これはお問い合わせということで、事務局から、市の担当である農林振興課の担当に、繋げまして確認をさせていただきます。

◎7番 中村委員

はい、ぜひお願いします。しかもそれ可及的速やかに、それで振興課の返事で、これは成立した文書ですよということになりましたら、この中に重要な文章で、今後地域計画をどういうふうに進めるか、協議会、それから戦略会議、活動者会議、そういうのがものすごく細かく書かれています。そういう中の位置づけで、先日の協議会をやられたと思うのですね。ですから農業委員会としても参加しているわけですから、事務局から農林振興課なり、当該のところに第1回目のその協議会の内容、今後どうするのか、尋ねてご報告いただきたいと思います。

◎議長

その他、何かございますか。なければ本日の予定の議題は全て終了いたしましたので、閉会いたします。

総会閉会（午後3時06分）

議事録署名者

16 番

22 番

議 長